

学生の生活支援および市内定着支援事業業務委託 実施要領（公募型プロポーザル）

1 案件名称

学生の生活支援および市内定着支援事業業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

エネルギーや食料品等の価格高騰の影響を受ける学生への支援策として、一人暮らし等の学生（大学・大学院、短期大学、専修学校等）に、神戸市産の食料品を提供することで、生活を支援するとともに、卒業後の市内定着を図る。

(2) 業務内容

「学生の生活支援および市内定着支援事業業務委託仕様書」のとおり。

(3) 事業規模（契約上限額）

150,000,000 円（消費税および地方消費税を含む）

見積もりは配布数の上限である 28,000 人への配布と仮定して作成すること。また、食料品セットは 5000 円（諸税等込み）となるよう提案すること。

(4) 契約期間

契約締結日～令和 7 年 3 月 31 日

(5) 履行場所

受託事業者が用意する食料品等の保管・配送拠点等

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

(7) 市側から提供する資料、貸与品等

BEKOBE 学生ナビの企業アカウントを提供する。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、令和 6 年度事業として委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。なお、別紙仕様書 2 (2)②の業務にかかる経費については、配送数に 1 件 5000 円（諸税等込み）を乗じた金額を支払い、その他の業務に係る経費については、総額を支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4) 契約保証金に関する事項

契約保証金の額は、神戸市契約規則第 24 条第 1 項の規定により契約金額の 100 分の 3 以上の額とします。ただし、神戸市債又は国債の提供をもって契約保証金に代えることができます。また、履行保証保険契約の締結を行った場合、その他、規則第 25 条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付は免除します。

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 事業者及びその代表者が直近1年間の法人税、市町村民税等を滞納していないこと。
- (3) 暴力団員が役員として経営に関与（実質的に関与している場合を含む）していないこと等「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条」に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと。
- (5) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (7) データ処理その他情報処理を行う時には、この契約の履行に関し、「神戸市セキュリティポリシー」（神戸市ホームページ掲載）を遵守すること。
- (8) 本業務の遂行にあたり、連絡、調整、打合せ等に際し迅速に対応できる体制を有していること。
- (9) 共同企業体による受託も可能であるが、その場合は、代表者及び構成員が上記（1）から（8）をすべて満たすこと。なお、本市との連絡調整は代表者が行い、委託契約に係る事務処理についても代表者が自己の名義をもって行うこととする。

5 スケジュール

- | | |
|-------------------|---------------|
| (1) 公募開始 | 令和6年7月5日（金曜） |
| (2) 参加申請関係書類の提出期限 | 令和6年7月26日（金曜） |
| (3) 質問受付締切 | 令和6年7月26日（金曜） |
| (4) 質問に対する回答 | 令和6年8月2日（金曜） |
| (5) 企画提案書の提出期限 | 令和6年8月21日（水曜） |
| (6) 提案選考会 | 令和6年8月下旬 |
| (7) 選定結果通知 | 令和6年8月下旬 |
| (8) 契約締結・事業開始 | 令和6年9月1日（予定） |
| (9) 事業完了 | 令和7年3月31日 |

6 応募手続き等に関する事項

- (1) 実施要領等の配布
 - ア 配布方法 令和6年7月5日（金曜）
 - イ 配布方法 神戸市ホームページからダウンロード
- (2) 参加申請手続き
 - ア 受付期間 令和6年7月5日から令和6年7月26日午後5時まで
持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く 午前9時～正午、午後1時～午後5時
 - イ 提出書類
 - ①参加申込書（様式第1号）
 - ②公募型プロポーザル参加資格確認書（様式第2号）※共同企業体の場合は、代表者および構成員ともに必要
 - ③法人登記簿謄本（又は登記事項全部証明書）
 - ※共同企業体の場合は、代表者および構成員ともに必要
 - ④納税証明書（国税、県税、市町村民税の各納税証明書）（直近1年分）

- ※未納がないことが証明できる納税証明書によること
- ※共同企業体の場合は、代表者および構成員ともに必要
- ⑤事業経歴書および事業報告書（直近事業年度までの経歴・沿革・業績を記載）
- ※任意様式（決算報告書、会社概要、パンフレット等でも可）
- ※共同企業体の場合は、代表者および構成員ともに必要
- ⑥神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書（様式第3号）
- ※共同企業体の場合は、代表者および構成員ともに必要
- ⑦共同企業体認定申請書 ※共同企業体の場合のみ（様式第4号）
- ⑧秘密保持誓約書（様式第5号）
- ※共同企業体の場合は、代表者および構成員ともに必要

- ウ 提出部数 各1部
- エ 提出場所 本要領8（2）に記載する担当部署宛
- オ 提出方法 持参または郵送またはEメールによるデータ提出
 ※Eメールによる提出の場合は、必ず到着確認の電話連絡を行うこと
 ※郵送の場合は、送付記録が残る方法により令和6年7月26日午後5時までに
 必着とする。

(3) 参加の辞退

参加申請後に、提案選考会への参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届（様式5号）により、本要領8（2）に記載する担当部署宛に届け出ること。

(4) 質問の受付

- ア 受付期間 令和6年7月5日から令和6年7月26日午後5時まで
- イ 提出方法 質問票（様式第6号）に記載し、本要領8（2）に記載する担当部署宛に電子メールにより提出すること。件名は「(法人名) 学生の生活支援および市内定着支援事業に関する質問」とし、必ず到着確認の電話連絡を行うこと。
- ウ 回答方法 質問に対する回答は、応募者間の広報性を確保するために、原則すべての質問事項について令和6年8月2日までに、応募者全員に対し、質問事項及び回答を電子メールにて送信する。また、質問した事業者名は公表しない。なお、事実関係の確認など回答することで他の応募者が不利にならない事項については、この限りではない。
- エ その他 市の回答は、本要領又は仕様書等を補足する効力を持つ。

(5) 企画提案書の提出

- ア 企画提案書は、A4版とする。
- イ 企画提案書の必須記載項目は、以下のとおりとする。
 - ①企業（団体）の概要
 - ②本業務に対する考え方、実施方針
 - ③提案のセールスポイント
 - ④本業務の具体的な実施方法
 - ⑤本業務にかかる実施体制・支援体制
 - ⑥食料品セットの内容
 - ⑦類似業務実績（ある場合のみ）
 - ⑧提案見積と積算根拠
- ウ 共同企業体協定書 ※共同企業体の場合のみ
 ※代表者の権限や構成員の役割分担等を明記すること
- エ 受付期間 令和6年7月5日から令和6年8月21日午後5時まで
 持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く 午前9時～正午、午後1時～午後5時
- オ 提出部数 各1部

- カ 提出方法 持参または郵送または E メールによるデータ提出
- キ 提出場所 本要領 8 (2) に記載する担当部署宛
 - ※E メールによる提出の場合は、必ず到着確認の電話連絡を行うこと
 - ※郵送の場合は、送付記録が残る方法により令和 6 年 8 月 21 日午後 5 時までまでに必着とする。

7 選定に関する事項

(1) 選定方法

- ア 本企画提案の審査については、神戸市職員で構成する委託契約候補者選定に係る提案選考委員会が行い、その意見を受けて選定する。
- イ 選定委員は、評価基準に沿って企画提案書の審査を行う。
- ウ プレゼンテーション
 - (ア) 開催日時 令和 6 年 8 月下旬 (予定)
 - (イ) 場所 神戸市役所またはオンライン
 - (ウ) 内容・方法
 - 企画提案書等 (自由様式) によるプレゼンテーションおよび質疑応答 (プレゼンテーション 15 分、質疑応答 15 分を予定)
 - ※説明は本業務に携わる者 (責任者又はこれに準ずる者) が行うこと。
 - ※日時、場所等の詳細は、後日市より連絡する。
- エ 審査の結果、合計点がもっとも高い事業者を委託契約候補者とする。
- オ 評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、「具体的な実施方法にかかる提案」の評価点が高い方に決定する。「具体的な実施方法にかかる提案」の評価点も同点の場合は、「提案の実現性」の評価点が高い方に決定する。それでもなお同点の場合は、くじ引きにより決定するものとし、評価事務に関係のない職員がくじを引くものとする。
- カ 審査の結果、評価点の合計が 6 割に達しない事業者は選定しない。

(2) 評価基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

評価項目		
内容点	業務目的および業務内容の理解度	10 点
	業務遂行にあたっての体制、スケジュール	10 点
	具体的な実施方法にかかる提案 (企業等の開拓、地場産物の活用、EC サイトの運用、配送 等)	30 点
	提案の実現性	20 点
	学生向け周知方法、広報 PR	20 点
	地元企業の参入促進	10 点
	合 計	100 点

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ 見積金額が契約上限額を超過している事業者

- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと
- (4) 選定結果の通知及び公表
評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

8 その他

- (1) 提案に要する費用、条件等
- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
 - イ 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
 - ウ すべての企画提案書は返却しない。
 - エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
 - オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
 - カ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- (2) 提出先、問い合わせ先
- 〒650-8570 神戸市中央区加納町 6-5-1 神戸市役所 1 号館 12 階
神戸市企画調整局大学・教育連携推進課
電話番号 078-322-5030
メール daigakurenkei@office.city.kobe.lg.jp